

令和7年度税制改正大綱（法人税）の主な内容

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の一部見直し及び2年延長

中小企業者等の年800万円以下の所得に適用される軽減税率15%を2年延長する。
 但し、所得金額が年10億円を超える事業年度は上記軽減税率を15%→17%に引き上げる。
 またグループ通算制度の適用を受ける中小法人は適用除外とする。

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までに開始する事業年度

所得金額	法人区分		事業年度の所得金額	R7.3.31迄	R7.4.1以後
			年800万円以下	中小法人	下記以外
	年10億円以下	15%			
	年10億円超	17%			
	適用除外事業者（※1）		19%	19%	
	グループ通算制度適用の中小法人		15%	19%	
	上記以外の法人		23.2%	23.2%	
年800万円超			23.2%	23.2%	

（※1）適用除外事業者とは、前3年間の平均所得金額が15億円超の法人をいう。

(2) 防衛特別法人税（仮称）の創設

我が国の防衛力強化のための財源を確保する新たな付加税として、法人税額に対し税率4%の防衛特別法人税を創設する。中小企業に配慮する観点から、課税標準となる法人税額から基礎控除として500万円を控除する。

適用時期 令和8年4月1日以後に開始する事業年度から当面の間
 （予定納税での適用は令和9年4月1日以後に開始する事業年度から）

課税標準法人税額	×	税率	-	税額控除	=	防衛特別法人税
基準法人税額（※1） - 基礎控除500万円		4%		（※2）		

（※1）基準法人税額は以下の控除適用前の法人税額をいう。

- ・ 所得税額の控除
- ・ 外国税額の控除
- ・ 分配時調整外国税相当額の控除
- ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除
- ・ 戦略分野国内生産促進税制のうち特定産業競争力基盤強化商品に係る措置の税額控除及び同措置に係る通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額の加算
- ・ 控除対象所得税額等相当額の控除

（※2）税額控除は以下ものをいう。

- ・ 外国税額の控除
- ・ 分配時調整外国税相当額の控除
- ・ 控除対象所得税額等相当額の控除
- ・ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う防衛特別法人税額の控除

(3) 中小企業投資促進税制の2年延長

適用対象外となるみなし大法人の判定を一部改正した上で、適用期限を2年延長する。

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得し事業の用に供した資産に適用

(4) 中小企業経営強化税制の一部見直し及び2年延長

特定経営力向上設備等の要件を一部見直し、新たに「売上高100億円を目指す」企業の設備投資に対する税制措置を新設した上で、適用期限を2年延長する。

【従来の要件の一部見直し】

◇ 生産性向上設備（A類型）

- ・ 生産性効率の指標が「単位当たり生産量、歩留まり率又は投入コスト削減率のいずれかが年平均1%以上向上すること」に変更

◇ 収益力強化設備（B類型）

- ・ 設備投資計画に必要な投資利益率を年平均5%→7%に引き上げ
- ・ 対象設備から暗号資産マイニング業の設備が除外

【『売上高100億円を目指す』企業への追加措置】

対象設備に建物及び建物附属設備（合計1,000万円以上、上限60億円）を追加。
但し、医療保健業を行う者が取得・建設する建物及び建物附属設備は対象外。

経営規模拡大（売上高100億円を目指す）要件
① 売上高向上のための施策及び設備投資時期のロードマップを作成すること
② 基準事業年度の売上高が10億円超90億円未満であること
③ 売上高100億円超を目指す事業基盤、財務基盤、組織基盤が整っていること
④ 投資計画が売上高100億円超、売上高成長率年10%以上であること
⑤ 次の要件を満たす設備投資であること
・ 売上高の増加に貢献する設備であること
・ 計画認定から2年以内に導入する設備の合計額が1億円と基準事業年度の売上高の5%相当額とのいずれか高い金額以上であること
⑥ 建物及び建物附属設備の新設・増設であること

税制措置は建物及び建物附属設備の事業供用年度の給与増加割合により異なる。

賃上げ率	特別償却	税額控除
2.5%未満	なし	なし
2.5%以上	15%	1%
5.0%以上	25%	2%

適用時期 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間に取得し事業の用に供した資産に適用

(5) リース取引に関する改正

【リース会計基準の変更に伴う税務調整】

令和9年4月以降リース会計基準（以下「新リース会計基準」）が施行されると、従来賃貸借処理されていたオペレーティング・リース取引についても会計上「使用権資産」「リース負債」の計上及び使用権資産の減価償却費、リース負債の利息費用の計上を行うこととなる。引き続きオペレーティングリースは賃貸借処理とする税法上の取扱いと制度上の不一致が発生することから、法人税申告書時に税務上の調整が必要となる。

取引区分	新リース会計基準	法人税法上
ファイナンス ・リース	オンバランス (B/S) リース資産・負債計上 (P/L) 減価償却費・利息費用	オンバランス(売買処理) (B/S) リース資産・負債計上 (P/L) 減価償却費・利息費用
オペレーティング ・リース	オンバランス (B/S) リース資産・負債計上 (P/L) 減価償却費・利息費用	賃貸借処理 (B/S) 計上なし (P/L) 賃借料

※利息費用はリース負債に係る利息相当額を原則利息法で計上

適用時期 令和9年4月1日以降開始する連結事業年度及び事業年度の申告時

【リース譲渡に係る収益及び費用の帰属事業年度の特例の廃止】

法人税法上認められてきた「延払基準」による収益・費用認識が廃止され、令和7年4月以降のリース取引についても引渡し時に一括して譲渡損益を計上することとなり、リース料の受領前に先行して税負担が発生することとなる。

但し、令和7年3月までに行ったリース譲渡や令和7年4月1日以後に終了する事業年度については収益認識について一定の経過措置が講じられている。

適用時期 明記なし

【所有権移転外リース取引の減価償却方法の変更】

所有権移転外リース取引に係るリース資産の減価償却方法はリース期間定額法を用いる。残価保証額が設定されている場合、従来は取得価額から残価保証額を控除した残額をリース期間に渡って定額で償却していたが、改正後は残価保証額を控除せず、リース資産の取得価額全額を備忘価額1円まで償却できることとなる。

適用時期 令和9年4月1日以降に締結された所有権移転外リース取引
(令和7年4月1日以後開始事業年度から先行して適用も可能)